

資料5 - 1 及び

資料5 - 2 関連

ポイント

(第4期中期計画の変更及び平成30年度年度計画の変更)

- 第196回国会（平成30年常会）において「独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律」が成立し、その内容の一つとして、林業信用保証業務に係る出資者に対する持分の払戻しが可能となった。
- これを受けて、林業信用保証業務運営委員会の議を経て（平成30年5月）、第4期中期計画の変更及び平成30年度年度計画の変更を行った。具体的には、次のとおり。
 - （1）出資者に対する持分の払戻しについては、出資者の関心が高く、少なくとも改正法施行後の1年間程度は、信用基金にとって相当程度の業務量となることが想定。信用基金として、この業務を然るべく実施していく旨を、中期計画及び年度計画の本文において記述。
 - （2）また、出資者に対する持分の払戻しに伴い、中期計画及び年度計画の別紙（予算、収支計画及び資金計画）における「民間出資金」等の科目について、相当程度の変動。新たな民間出資の受入れの根拠を明確にするとの観点からも、中期計画及び年度計画の別紙を変更。

- 平成30年6月13日に、第4期中期計画の変更の認可。
その翌日に、平成30年度年度計画の変更の届出。